

神戸市事業系資源紙回収拠点制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所から排出される資源化可能な紙類(以下「資源紙」という。)を資源化ルートへ誘導するため、資源紙の受入れを行う回収拠点を登録し、その利用を排出事業者に広く周知することによりごみの減量及び資源の有効利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- 1 事業系資源紙回収拠点:排出事業者が自ら資源紙を持ち込むことができ、かつ次条に定める登録基準を満たし、第5条で定める登録を受けた場所をいう。
- 2 神戸市事業系資源紙回収拠点制度において回収の対象とする品目は、資源紙とする。
- 3 前項に規定する「資源紙」として回収する品目については、別表第1に定めるものとする。

(登録基準)

第3条 環境局長が事業系資源紙回収拠点として登録する基準(以下「登録基準」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)回収拠点が市内に所在すること。
- (2)持ち込まれた回収品目の資源紙については、処理料金等を徴収しないこと。
- (3)受け入れた資源紙を適正かつ確実にリサイクルすること。
- (4)回収拠点で回収した資源紙が飛散しないような容器等で保管されていること。
- (5)回収拠点の設置者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体の密接関係者ではないこと。

(登録申請)

第4条 事業系資源紙回収拠点の登録を希望する回収拠点の設置者は、事業系資源紙回収拠点登録申請書(様式第1号)を環境局長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、複数の回収拠点について同時に行うことができる。

(登録)

第5条 環境局長は前条第1項の規定による申請を受けたときは、登録基準に照らして審査し、適当と認めるときは登録するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定により登録を受けた回収拠点の設置者は、様式第1号に記載する登録事項に変更があった場合(登録を辞退する場合を含む。)は、事業系資源紙回収拠点登録変更等届出書(様式第2号)を遅滞なく環境局長に提出するものとする。

(登録の取消)

第7条 環境局長は、事業系資源紙回収拠点が第3条に定める登録基準を満たさなくなったとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、事業系資源紙回収拠点の登録を取り消すものとする。

- (1) 事業系資源紙回収拠点の設置者から辞退の届出があったとき。
- (2) 事業系資源紙回収拠点の設置者が廃業もしくは転出したことが確認されたとき。
- (3) 事業系資源紙回収拠点の設置者が法令に違反する等、事業系資源紙回収拠点として適当でないと環境局長が認めるとき。

(責務)

第8条 登録を受けた事業者は、登録拠点の適正な運営を確保するとともに、当該拠点の利用に関して生じた事故その他の事象への対応及び利用者等への対応に関する以下の事項について、適切に責任を果たすものとする。

- (1) 登録を受けた回収拠点において事故等が発生したときは、責任をもってその解決に努めること。
- (2) 回収拠点を利用する事業者等からの問い合わせに対し、誠意をもって対応すること。

(制度の周知)

第9条 環境局長は、この登録制度並びに事業系資源紙回収拠点について、市内の排出事業者等に周知を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項が生じた場合は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

神戸市事業系資源紙回収拠点制度実施要綱（別表）

別表第1（第2条関係）

資源紙として回収する品目
新聞、雑誌、ダンボール、OA紙、その他の古紙、シュレッダー紙